

区役所、まちづくりセンターなどの電話番号は各課電話番号一覧(6、7ページ)をご覧ください。

戸籍の届

間 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

届の種類	期間	必要なもの		
出生届	生まれた日から14日以内	①出生届書…医師または助産師の出生証明書 ②親子健康手帳(母子健康手帳) ③国民健康保険被保険者証…出生児が加入する場合		
死亡届	死亡を知った日から7日以内	①死亡届書…医師の死亡診断書(死体検案書) ②国民健康保険被保険者証…死亡者が加入している場合		
婚姻届	_	①婚姻届書…成人の証人が2人必要 ②戸籍全部事項証明(戸籍謄本)または戸籍個人事項証明(戸籍抄本) …本籍が市外の場合 ③国民健康保険被保険者証…加入している場合 ④マイナンバーカード・住民基本台帳カード(交付を受けている場合) ⑤本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど		
離婚届 (協議離婚と裁判 離婚があります。)	裁判離婚の場合は、裁判が確 定した日から10日以内	 ①離婚届書…成人の証人が2人必要(裁判離婚の場合は、証人不要) ②戸籍全部事項証明(戸籍謄本)…本籍が市外の場合 ③その他の書類(裁判離婚の場合のみ) ●調停離婚のときは、調停調書の謄本 ●審判離婚のときは、審判書の謄本と確定証明書 ●和解離婚のときは、和解調書の謄本 ●認諾離婚のときは、認諾調書の謄本 ●判決離婚のときは、判決書の謄本と確定証明書 ④国民健康保険被保険者証…加入している場合 ⑤マイナンバーカード・住民基本台帳カード(交付を受けている場合) ⑥本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど 		
死産届	妊娠4か月(12週)以後で死産 したときは7日以内	①死産届書…医師または助産師の死産証明書(死胎検案書)		

[※]印鑑は、他の手続きで必要な場合もありますのでご持参ください。

○休日等の届出

預かり場所	受付時間	埋火葬許可、不受理申出	
中央区役所 ※本庁舎地下1階の守衛室	年中無休、24時間	可	
中央区以外の各区役所 および城南まちづくりセンター	休日(土・日・祝日・年末年始) 午前8時半から午後5時15分まで		
※各施設の警備員室	平日の時間外 午後5時15分から午後10時まで	不可	

○本人確認

戸籍届出の際は、写真付本人確認書類(マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等) の提示が必要な場合があります。



※お住まいの区にかかわらず どの窓口でも届出ができます。

区役所、まちづくりセンターなどの電話番号は各課電話番号一覧(6、7ページ)をご覧ください。

住所変更の届

間 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

変更の種類	期間	必要なもの	
転入 ほかの市区町村から熊本 市へ住所を変える場合	転入した日から 14日以内	①住民異動届書(窓口にあります) ②転出証明書…旧住所の市区町村長が発行したもの(マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方は交付されない場合があります。) ③本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など) ④その他の主な手続き書類 ○マイナンバーカード・住民基本台帳カード…交付を受けている場合 ○在学証明書・教科用図書給与証明書…小・中学校に在学の場合 ※国民健康保険料等の□座振替を希望する場合はキャッシュカードが必要です。	
転出 熊本市からほかの市区町 村へ住所を変える場合 (マイナンバーカード、住民 基本台帳カードを持ってい る方を除き、転出証明書を 交付します。)	転出予定日の 約2週間前から	①住民異動届書(窓口にあります) ②本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など) ③その他の主な手続き書類 ○マイナンバーカード、住民基本台帳カード…交付を受けている場合 ○国民健康保険被保険者証…世帯員が加入している場合 ○介護保険被保険者証…世帯員が加入している場合 ○介護保険被保険者証…65歳以上の方など ○印鑑登録証…印鑑を登録している方は、印鑑登録証を回収します(任意)	
転居 熊本市内間(区を越える 異動も含む)で住所を変 える場合	転居した日から 14日以内	①住民異動届書(窓口にあります) ②本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証・健康保険証など) ③その他の主な手続き書類 ○マイナンバーカード・住民基本台帳カード…交付を受けている場合 ○国民健康保険被保険者証…世帯員が加入している場合 ○介護保険被保険者証…65歳以上の方など ○在学証明書・教科用図書給与証明書…小・中学校に在学の場合	

[※]印鑑は、他の手続きで必要な場合もありますのでご持参ください。

オンラインによるお引越し

転出届(熊本市から市外へ引越す場合)についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能となりました。詳しくは、市HP(スマホ等によるお引越し手続きの際の注意点と受付窓口について)をご覧ください。
【注意】

転入届、転居届(区間異動含む)については、申請後に来庁し窓口での手続きが必要です。

スマホ お引越し

検索以

※市ホームページ内で検索してください。



市外局番096を省略しています。

区役所、まちづくりセンターなどの電話番号は各課電話番号一覧(6、7ページ)をご覧ください。

外国人住民の住所変更届

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

適法に3ヶ月を超えて在留し、住所を有する外国人住民は、日本人と同様に住民票が作成されます。転出、転入 などの際は転出届、転入届などの提出が必要です。

対象者 住民登録ができる外国人の方(3ヶ月を超える在留資格を有する中長期在留者、特別永住者など。新たに 在留資格の取得等により対象者となった方は住民登録が必要です。)

変更の種類	期間	必要なもの
入国 海外から熊本市へ最初の居住地届をおこなう場合	熊本市に住み始めた日から14日以内	在留カード(空港にて未交付の場合はパスポート)、特別永住者証明書または入管法等でそれらとみなされる外国人登録証明書等
転入 ほかの市区町村から熊本市へ住所を変える場合	転入した日から 14日以内	
転出 熊本市からほかの市区町村へ住所を変える場合 (マイナンバーカード、住民基本台帳カードを持って いる方を除き、転出証明書を交付します。)	転出予定日の 約2週間前から	「転入届」「転出届」「転居届」でそれぞれ必要なものに加え、在留カード、特別永住者証明書または入管法等でそれらとみなされる外国人登録証明書等
転居 熊本市内間(区を越える異動も含む)で住所を変える場合	転居した日から 14日以内	

印鑑の登録

間 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

届の種類	必要なもの
印鑑登録 改印や登録証をなくした場合は、改めて新規登録 の手続きが必要です。	 ①印鑑登録申請書(窓口にあります)…原則として、本人による申請 ※本市に住民登録をしている方に限ります。ただし、15歳未満の方と意思能力を有しない方は登録できません。 ②登録する印鑑…印鑑の材質や形状、印影などによって登録できない印鑑もあります。 ③手数料…300円 ④本人確認書類 ○マイナンバーカード、運転免許証などによる本人確認の場合…その日に手続きが終わります。

※代理人が申請する場合、手続き方法が異なります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

土・日、祝日に住民票などを発行する窓口

住民票の写し、住民票記載事項証明、印鑑登録証 明書、戸籍全部(個人)事項証明、戸籍附票の証明(現 在のもの)、所得・課税証明書を発行しています。

戸籍の請求は同一戸籍の方及び直系と分かる戸籍 をお持ちいただいた方に限ります。

住民票の写し、住民票記載事項証明書、市県民税

(所得・課税)証明書の請求は同一世帯の方に限ります。

■時間外証明窓□

時 間 平日:午後5時15分~午後7時 土・日、祝:午前9時~午後7時

休業日 年末年始のみ

場 所 中央区役所1階

※お住まいの区にかかわらず どの窓口でも届出ができます。

区役所、まちづくりセンターなどの電話番号は各課電話番号一覧(6、アページ)をご覧ください。

戸籍・住民票・印鑑証明書の請求

間 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室、時間外証明窓口(中央区役所)

●申請に必要なもの

◎本人が手続きする場合

官公署発行の写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カードなど)

※お持ちでない場合は、健康保険証、年金手帳など。

○代理人が手続きする場合

代理人の本人確認書類、委任状など

- ※委任状は、委任する方(本人)の住所、氏名を本人が書いて印鑑を押し(自筆・署名される場合は、押印を省略することができます)、代理人の住所と氏名、代理人に何を委任するのかを書いてください。
- ※住民票コード・マイナンバー入り住民票を代理人請求する場合、代理人に対して直接交付することはできません。 請求者本人あてに配達証明にて郵送します。

○会社や団体で請求する場合

会社(団体)名、代表者名、会社印など

※社員が手続きをする場合は本人確認書類に加え委任状または社員証(顔写真付)が必要。

別途資料の提示をお願いすることがありますので、

事前にお問い合わせください。

印鑑登録証明書を請求する際は、必ず印鑑登録証 (手帳)をお持ちください。代理人が手続きする場合 も本人の印鑑登録証(手帳)を持参してください。委 任状は不要です。代理人に登録者の住所、氏名、生年 月日、必要枚数をはっきりとお知らせください。

●証明書の手数料

証明書	手数料	
住民票の写し	400円(200円)	
印鑑登録証明書	400円(200円)	
住民票記載事項証明書		
戸籍附票の写し	400円	
身分証明書		
戸籍全部事項証明· 個人事項証明	450円(450円)	
除籍、改製原戸籍の謄本・抄本	750円	

※()はコンビニ交付手数料。コンビニ交付には、マイナンバーカードが必要です。

特別永住者証明書の交付申請

問 区役所区民課

●申請に必要なもの

窓口備え付けの交付申請書、パスポート(未所持の場合は、理由書の提出が必要)、(みなし)特別永住者証明書、写真1枚(たて4cm×よこ3cmで6か月以内に撮影されたもの。原則16歳以上の方のみ)

※代理人が手続きをする場合は事前にお問い合わせください。

※現在お持ちの外国人登録証明書は一定期間、特別永住者証明書等とみなすことができます。

ご遺族のための手続き

身近な方が亡くなられた後の手続きについては、ご遺族サポートサービスをご利用ください。職員がご遺族からの情報をもとに、必要となる手続き及び手続きにあたりお持ちいただくものをご案内、届出書類の作成をサポートします。

※届出書類の作成サポートのご利用は予約制です。受付は各区役所において、ご希望の日の3開庁日前までにお願いします。 ※ご遺族サポートサービスを利用せず、直接担当窓口に行って手続きすることも可能です。

窓口の場所		中央区役所	東区役所	西区役所	南区役所	北区役所
	念口の場所	1階 区民課横	1階 区民課	1階 区民課	1階 区民課	1階 区民課
	電話番号	☎328-2251	2 367-9133	☎329-1199	☎ 357-4122	☎272-6922

予約受付時間 午前9時~午後4時(土日祝日、年末年始を除く)

区役所、まちづくリセンターなどの電話番号は各課電話番号一覧(6、7ページ)をご覧ください。

マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等での証明書等の取得

問 地域政策課 ☎328-2067

住民票の写し、印鑑登録証明書、市県民税(所得・課税)証明書、固定資産証明書、固定資産評価証明書、納税証明書 (市県民税、固定資産税・都市計画税)、戸籍全部事項・個人事項証明(戸籍謄本・抄本)を全国のコンビニエンスストア 等(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、イオン九州・北海道・東北・琉球・イオンリテール)で取得できます。

必要なものマイナンバーカード

利用時間 午前6時半~午後11時(年末年始・メンテナンス日を除く)

- ※戸籍証明は午前8時半~午後8時、熊本市以外に住民票がある場合は利用者登録が必要となります。
- ※住民票の写しは、個人番号(マイナンバー)入りの取得もできます。
- ※市県民税(所得・課税)証明書、固定資産証明書、固定資産評価証明書、納税証明書はご本人分のみの発行となります。また、過年度分は発行できません。
- おすすめポイント① 高度なセキュリティで"個人情報"をしっかり保護!
- おすすめポイント② 夜間や休日でもすぐに取得!
- おすすめポイント③ 手数料が窓口の半額!

窓□400円→コンビニ200円 ※戸籍全部(個人)事項証明(戸籍謄本・抄本)は窓□と同じ450円

パスポートの申請と交付(受領)

間 区役所区民課

●申請:平日午前9時から午後4時半まで(受付終了時間直前は大変混み合いますので、早目にお越しください。)

		有効期間が残っている場合の申請	
申請の種類必要な書類	新規申請	残存有効期間1年 未満になった (氏名等変更無し)	氏名・本籍の都道府 県等が変わった
① 申請書(窓□にあります)	0	0	0
② 戸籍全部事項証明(戸籍謄本) (発行日から6ヶ月以内のもの)	0	原則不要	0
③ 写真 (撮影日から6ヶ月以内のもの。細かい規格がありますので、なるべく写真店でパスポート用としてお撮りください。)	0	0	0
④ 本人確認書類(原本) 1点でよいもの:運転免許証、マイナンバーカードなど 2点必要なもの:健康保険証+年金手帳など	0	不要 (旅券で確認)	
⑤ 前回の旅券	○ (失効した旅券)	○ (有効な旅券)	

- ○代理申請を希望される方は、申請書の必要事項を本人が記入し、必要な書類を代理人が持参してください。
- ○東区・西区・南区・北区役所で申請し、中央区役所でも受け取ることができます。(申請時に申し出ください)
- ○マイナポータルとマイナンバーを利用した電子申請が可能です。申請時の窓□への来庁は不要となりますが、 交付時の来庁は必要です。
- ●交付(受領):年齢に関わりなく、必ず申請者本人がお越しください。

中央区役所 平日・土日午前9時から午後5時まで(平日の祝日・年末年始は休み) 東区・西区・南区・北区役所 平日午前9時から午後5時まで

○申請から交付予定日までの日数は、平日のみ(土日・祝休日・年末年始を除く)を数えて8日間です。

申請の種類	手数料額(合計)	内訳	
中間の性状	一女仆合(口司)	収入印紙	熊本県収入証紙
10年旅券	16,000円	14,000円	2,000
5年旅券(申請時12歳以上)	11,000円	9,000円	
5年旅券(申請時12歳未満)	6 000TI	4 000ET	2,000円
記載事項変更	6,000円	4,000円	

○申請時18歳未満の方は、5年旅券に限ります